

工事名： 内郷消防署旧庁舎等解体工事		
No.	質問事項	回答
1	設計図書明記外の部位は、アスベスト含有なしとの認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。なお、受注者にて行う石綿含有建材事前調査にて疑義が生じた場合は、対応について協議を行います。
2	設計書:ALC+仕上塗材 K-30:セメント板(アスベスト含有仕上塗材)となっておりませんが、アスベスト含有建材として処理されています。アスベスト含有の位置が仕上塗材であった場合、事前にアスベスト除去の処置をしなくてもよろしいのでしょうか。	ALC及びセメント板について、石綿仕上塗材の除去は行わず、母材に付着させた状態での撤去・処理を行うものとして設計をしています(図K-02 4-2※参照)。なお、ALC及びセメント板の取付状況及び受け入れ先との協議により、事前にアスベスト除去等の処理が必要となった場合は、協議を行います。
3	K-37 火の見やぐらA,Bの基礎詳細が不明です。指示願います。	K-37に図示の通り、基礎形式は、コンクリートポールに根枷が設置されているものと想定しております。
4	空調機のガス抜きは完了していると考えてよろしいでしょうか。 (完了していない場合、通電されていないとガス回収ができません)	エアコンガスの残存が工事着手後に確認された場合は、所要の費用の変更協議を行います。
5	蛍光灯類にPCBは含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
6	改修工事として設定しているのは、 建築工事-(敷地1)①庁舎等-外構工事 建築工事-(敷地2)⑤消防団機械置場-外構工事 と考えてよろしいでしょうか。	共通費算定のための区分において、改修工事として設定しているのは、金抜設計書P2の工事種別内訳における環境配慮工事に係る部分のみとなります。なお、質問事項の外構工事については、新営工事として設定しております。